

# 「秘密保護法」に反対する市民集会を開催して

## －和歌山弁護士会の秘密保護法反対の取り組み－

平成25年度憲法委員会 委員長 木村 義人

### 第1 はじめに

平成25年10月25日に国会に提出されていた「特定秘密の保護に関する法律案」は、12月6日の夜、国会周辺を埋め尽くした市民の抗議が続く中で、参議院本会議で強行採決されて成立しました。

国民に知られたくない防衛・外交などの情報を、行政機関の長が「特定秘密」に指定し、何を秘密にしたのかも秘密にするため、主権者である国民の「知る権利」を犯しますし、指定された情報を漏らした者だけではなく取得しようとする行為も処罰するため、報道機関の取材の自由・報道の自由も制約されます。また、国会議員が議院や委員会で取り扱った特定秘密に関する情報を漏らすと刑事処罰の対象となるため、所属政党内での議論もできず、国会での審議が十分できなくなるおそれがあり、議会制民主主義にとっても重大な問題となります。さらに、秘密を取り扱わせようとする者が「適性」を有しているかを評価するために、公務員や特定秘密を取り扱う民間労働者に対する調査と監視を常時行うことになるため、その対象とされた者や家族、交友関係にある者等のプライバシー侵害のおそれもあります。

そして、この法案は、安倍政権が「積極的平和主義」を掲げ、集団的自衛権行使容認へ憲法解釈を変更して、自衛隊を米軍と一体的に行動できるようにしようという要求のもと

に制定しようとしたもので、国家安全保障会議設置法の改正と抱き合わせで国会に提出し、成立させたものです。

そのため、この特定秘密保護法は、憲法で保障されている基本的人権、国民主権・議会制民主主義及び9条が規定する平和主義の三原理にとって脅威となるものであり、とうてい認めるわけにはいかないものです。

そこで、日弁連はすでに3年以上前から「秘密保全法制対策本部」を設置し、秘密保護法案の成立を阻止するための活動に積極的に取り組むとともに、各単位弁護士会にも各地で法案成立阻止のための活動を呼びかけてきました。

### 第2 和歌山弁護士会のこれまでの反対運動

#### 1 「秘密保全法について考える市民集会」の開催

平成24年10月25日午後6時30分から和歌山市民会館市民ホールで、市民集会を開催し、基調報告のあと、寸劇「秘密保全法が通ったある日」を会員によって上演し、引き続き新聞社の支局長、行政関係者と原発反対運動に取り組んでいる市民の方によるパネルディスカッションを行い、危険性を訴えました。

## 2 「特定秘密保護法案に関するマスコミとの意見交換会」の開催

平成25年11月7日午後6時から和歌山弁護士会館会議室において、この法案が通ると、マスコミの取材活動や報道の自由に大きな制限がもたらされるおそれがあるため、和歌山の報道機関に呼びかけ、毎日新聞支局長と時事通信社の記者と和歌山新報の編集委員にご参加いただきました。法案の危険性と報道機関に与える影響について憲法委員会委員が説明し、そのあと意見交換をし、法案の問題点を共有する場となりました。

3 平成25年11月13日に「特定秘密保護法案に反対する会長声明」を公表し、衆議院・参議院や各政党などに送付しました。

## 第3 「秘密保護法に反対する市民集会」の報告

1 衆議院での審議が山場を迎えた平成25年11月26日の午後6時から和歌山弁護士会館4階講堂で、緊急の市民集会を開催し、市民と会員合わせて90名の参加となり、会場は満席の状況でした。

### 2 田中祥博会長の主催者あいさつ

まず、主催者を代表して田中祥博会長があいさつをし、日弁連が一丸となって反対運動に取り組んでおり、田中会長も東京の日比谷野外音楽堂での反対集会へ出かけていったがものすごい人が集まっています、集会場には入れなかったと述べ、多くの国民がこの法案に反対して立ち上がっていることを紹介しました。

そして、特定秘密保護法案を見ても、指定できる秘密の範囲がどのようにでも解釈でき

るあいまいな規定になっていて、行政機関の長の判断で広範に秘密指定されるおそれがあり、国民の知る権利を侵害するおそれがあると訴えました。そして、その他の問題についても指摘して、この法案を通すかどうかは、民主主義の根幹にかかわるものであり、和歌山での反対運動を広めて、この法案を阻止したいと決意を述べました。

### 3 講演「特定秘密保護法案の危険性」

日弁連秘密保全法制対策本部事務局次長の太田健義（おおたけよし）弁護士に約90分間にわたり、特定秘密保護法の問題点についてご講演いただきました。そのご講演の要旨を紹介します。



(1) 秘密保全法制を作ろうという動きは、2008年（平成20年）4月に自民党政権のときに登場し、2009年7月に有識者会議を設け、民主党政権下の2010年8月に有識者会議報告書が出された。そして、その報告書をもとにして民主党政権下で原案を作ったので、自民党は、国会に法案を出したら野党の抵抗もなくすぐに法案は通せるだろうと思って10月25日に法案を国会提出した。

しかし、国民の反対運動や大手新聞の反対の論調が急速に出て、どんどん広がっていった、民主党も法案に反対しだしている。

(2) アメリカのアーミテージ氏は、こういう防衛情報を漏らさないための法律が必要だと言っているが、米軍の情報は安保条約にもとづく日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法によって守られているし、自衛隊法にも秘密を漏らしたら処罰する規定があり、国家公務員法にもある。従って、今、特定秘密保護法を作る立法の必要性があるとは思えない。

この法案は内閣情報調査室が作ったが、日本の省庁には今でもすでに41万件の特別秘密があって、情報公開請求をしても、黒塗りされて出てこないが、この法律が出来れば、今あるその41万件も秘密指定されるだろう。その上、毎年秘密指定されたものが増えてゆくことになる。

(3) 秘密指定をする「行政機関」は、53の政府機関に及び、そのため秘密の対象も広範となる。

その上、「防衛に関する事項」「外交に関する事項」として別表に掲げられている項目を見ると広範囲で無限定に等しいし、「特定有害活動」「テロリズム」というものの定義も曖昧であり、どの範囲まで秘密指定されるのかが条文を見ても不明である。原発情報が含まれるのかという点についても、磯崎総理補佐官は「原発情報は秘密の対象ではない」と言うが、内閣調査室は「核物質警備の情報及び原発設備の情報はテロ防止の対象」と説明し、森担当大臣は「原発警備情報は秘密の対象」と答弁していて、人によって答えがちがっていて、答弁がぶれている。TPPの情報についても、森担当大臣は「秘密に含まれる可能性がある」

と国会で答弁しているが、「含まれない」という政府答弁も出されている。結局、「特定秘密」の定義が広範で曖昧だから、解釈する人によって範囲も曖昧になる。

そして、何が秘密に指定されたかが不明の状態に置かれているし、秘密指定が法律に反していないかチェックする第三者機関も置かれていない。有識者が関与するのは、運用基準づくりだけであり、何を秘密にするかということについては関与できない。また、首相がチェックすると言うが、みんな内閣の一員であり、何ら歯止めにならない。

さらに、指定された秘密は、60年間公開されないようにできるし、その60年公開の規定の例外として「政令で定めるもの」が入っているので、永久に秘密のまま廃棄されてゆくものも広く認められることになる。

(4) 秘密の提供について、行政が国会より優位に立っていて、議院や委員会を秘密会とした上で、行政機関の長が保護措置を国会がとっていると認め、かつ安全保障に著しい支援を及ぼすおそれがないと認めるときでなければ国会に提供しないと定めている。これは、国会が国権における最高機関であることや、議院の国政調査権をないがしろにしているものである。

また、秘密を漏らした場合の刑事裁判でも、その漏らしたとされる秘密を行政機関が裁判所に提供するか否かも行政の判断に委ねられていて、裁判所が提供を受けた秘密を開示決定しそうだとすると行政は提供しないことになるであろう。しかし、犯罪の対象である秘密が提供されなければ、裁

判所は犯罪事実についての判断ができない。

- (5) 適性評価の対象者が無限定に広がる可能性がある。将来的に「取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者」も含まれるから、ほぼ無限定といえる。また、父母、子、兄弟姉妹、配偶者、配偶者の父母・子まで調査対象となる。

そして、行政機関の長には、精神疾患、信用状態など広範な調査権限が与えられ、対象者のプライバシーが丸裸にされることになり、その運用基準自体も非公開とされている。

- (6) そして、漏えい行為だけではなく、取得行為も処罰するが、処罰の対象となる取得行為の構成要件が広範かつ曖昧である。

その上、実行行為に着手しなくても、共謀、教唆、煽動を独立して処罰する。違法な秘密を内部告発した者も処罰される可能性がある。

- (7) 取材の自由及び報道の自由に配慮する規定が置かれたが、意味がない。なぜなら「専ら公益を図る目的」は国家権力が判断するし、「著しく不当な方法」か否かも概念が曖昧で、判断するのは国家権力であるからである。その上、フリージャーナリストや市民運動家や市民オンブズマンは、そもそも「正当業務」の対象にもされていないため、恣意的な運用となりうる。

(このあと、会場から意見と質問が寄せられ、太田氏が答えました。)

#### 4 木村義人憲法委員会委員長の閉会のあいさつ

以下は、私の閉会の挨拶です。

太田先生本日はありがとうございました。また参加された市民の皆様もご苦労様でした。

太田先生の秘密保護法についての背景も含めた上での詳しい説明や問題点についてのわかりやすい説明をありがとうございました。

この法案は、本日、衆議院の特別委員会で採決されて本会議に上程される予定です。本会議はまだ開かれていないようです。成立については今後予断を許しません。

民主主義社会においては、秘密を保護保全することが必要なのではなく、いろいろな情報をどう公開するかということが重要です。情報があって初めて国民は、適切に主権を行使することが出来るものだと思います。

そのことから、この法案は、問題があることは明白であり、また太田先生のお話からも明らかになり、よく理解されたと思います。

本日は、皆さん市民の参加を得て、集会開催が出来ました。

和歌山弁護士会としましても、今後、この法案成立反対に向けて努力したいと思います。

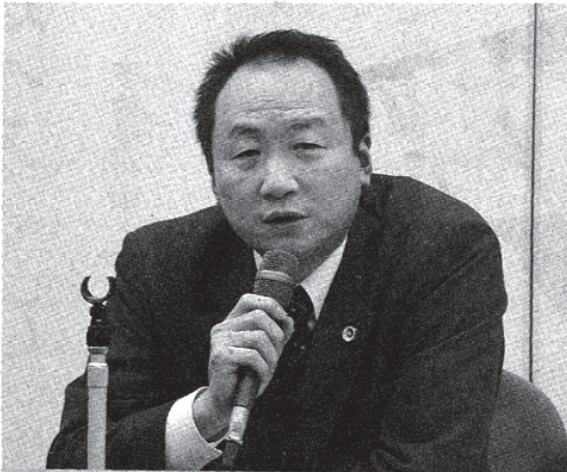
皆さんありがとうございました。これで閉会の挨拶とさせていただきます。



# 秘密保護法案に「待った」

## 廃案求め市民ら集会

秘密保護法案廃案を訴える太田弁護士 (26日)



多くの市民が来場した会場 (23日)

### 和歌山

自民党などが今国会での成立を目指している特定秘密保護法案に反対する市民集会在23、26日、和歌山市内で開かれ、参加者らが廃案を求め声を上げた。

26日には、和歌山弁護士会館(四番丁)で集会(同会主催)があり、85人が参加。会では、平成23年に民主党政権下に作成された現法案のたたき台とされる秘密保全法案の危険性を訴え結成した日弁連秘密保全法制対策本部事務局の太田健義次長(弁護士)が登壇し、「この法案は国民を守るためではなく政府の秘密を隠すための法案。問題だらけだ」と厳しく指摘した。

太田弁護士は、問題視されている報道の自由への影響について「条文に取材の自由は加えられたが、明確な報道規定がないので、特定秘密情報を報道するときにされないこと、情報漏洩で罰せられる可能性がある」とし、「正当に得た内容が報告を発信する報道機関にはおかしきない」と言及した。

また、特定秘密のチェックを行う第三者機関設置を明言していないことや、特定秘密の内容が明らかにされないこと、

23日は市民集会「ストップ! 秘密保護法案」が勤労者総合センター(西汀丁)で開かれ、反対の声を上げた。会場満員の約140人が集まるなど、関心の高さがうかがえた。

リレートークでは、歴史研究者、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟、憲法9条を守る会、反原発推進者がそれぞれの立場で発言し、「国民にとって重要な情報が隠される恐れがある」「歴史は国民の財産であり、公的情報は秘密であってはならない」「際限なく逮捕された後の裁判でも何が法に抵触したのか明かされない可能性があるなど問題点を挙げた。

23日は市民集会「ストップ! 秘密保護法案」が勤労者総合センター(西汀丁)で開かれ、反対の声を上げた。会場満員の約140人が集まるなど、関心の高さがうかがえた。

リレートークでは、歴史研究者、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟、憲法9条を守る会、反原発推進者がそれぞれの立場で発言し、「国民にとって重要な情報が隠される恐れがある」「歴史は国民の財産であり、公的情報は秘密であってはならない」「際限なく逮捕された後の裁判でも何が法に抵触したのか明かされない可能性があるなど問題点を挙げた。

国民を犯罪者にしててしまおう治安維持法の再来だ」などと反対理由を次々に主張した。